

平成25年4月1日施行!! 改正高年齢者雇用安定法

少子高齢化社会では、高年齢者が安心していきいきと働ける職場づくりが求められます。

改正高年齢者雇用安定法の内容

1. 継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止
2. 継続雇用制度の対象者を雇用する企業の範囲の拡大
3. 義務違反の企業に対する公表制度の導入
4. 高年齢者雇用確保措置の実施及び運用に関する指針の策定

■改正高年齢者雇用安定法への対応は、最寄りの社会保険労務士もしくは社会保険労務士会まで、お気軽にお問い合わせください。

>>>社会保険労務士は、人事労務分野の唯一の国家資格者であり、労務管理と労働社会保険の専門家です。<<<

改正高年齢者雇用安定法の速やかな対応をお願いします!

企業規模や業種に関わりなく、定年の年齢を65歳未満にしている企業のうち、労使協定で定める基準に該当する者を65歳まで継続雇用する制度を導入している場合には、就業規則等の改正が必要です。

和歌山県社会保険労務士会 お問い合わせ **073-425-6584** 〈事務局〉

〒640-8317 和歌山市北出島1丁目5-46 和歌山県労働センター1F <http://www.sr-wakayama.jp>

希望者全員65歳雇用確保達成事業